

# 松阪市地域公共交通計画

## 概要版

令和6年1月

松 阪 市

# 1 計画策定の目的と位置付け

本市の地域公共交通は、鉄道、路線バス、タクシー、コミュニティ交通などで構成されており、利用者数は自動車への依存の高まりや、人口減少、少子高齢化などにより、減少傾向が続いています。

本市では、減少する地域公共交通の利用や移動需要を喚起する重要性が増していることから、新たに「松阪市地域公共交通計画」を策定しました。

## 計画の位置付け

本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に規定する法定計画として、最上位計画である「松阪市総合計画（令和3年2月）」や関連計画である「松阪市都市計画マスタープラン（平成31年3月）」、「松阪市立地適正化計画（平成31年3月）」などとの整合を図り、本市の公共交通施策の取組方針を明らかにしたものです。

計画区域

松阪市全域

計画期間

令和5年度から令和9年度まで（5年間）

# 2 松阪市における地域公共交通の考え方

## (1)暮らしの基盤サービスである路線バス、タクシーをみんなで支える

### 【路線バス】

- 高校生の通学に不可欠で、学校の選択肢が拡大
- 通勤、買物、通院手段として安価な料金で利用可能
- 環境保全にも貢献

### 【タクシー】

- 鉄道・バスを利用できない地域の交通手段
- 身体的な理由や鉄道・バスを利用できない時間帯、病院への緊急時の交通手段

- 路線バス、タクシーは、このまま利用者が減少すると、路線撤退が危惧されるなど、危機的な状況
- 乗合タクシーなどを市内全域に一律のサービスの導入した場合、路線バス、タクシーと競合し、これらを維持できなくなる。市民は移動の選択肢が制限され、緊急時の交通手段がなくなる

### ■路線バス、タクシーは暮らしの基盤サービス

自動車運転免許を持たない高校生や高齢者などの利用に加えて、将来自動車を運転できなくなったときの不安を解消し、暮らしやすい地域をつくるために必要かつ重要な基盤サービス

### ■路線バス、タクシーをみんなで支え、維持する

市民の移動を確保するとともに、観光客などの来訪者にも利用しやすい地域公共交通とするため、市民と行政が連携して路線バス、タクシーを支え、維持

## (2)行政と地域それぞれが主体となって交通手段を確保する

- 本市では、鉄道・路線バスだけでは市内の移動サービスを確保できない
- 市による鈴の音バスの運行に加えて、地域で移動に困っている人を解消する交通手段が必要

地域の特性や実情を最も理解しているのは地域住民。地域の人材や繋がりを生かしつつ、地域住民が利用しやすいものとするため、地域が主体となった交通手段を確保

### 3 松阪市における地域公共交通ネットワークの方向性

本市の地域公共交通は、「幹線公共交通」「準幹線公共交通」を基軸とし、これを補完する「支線公共交通」、これらを利用できない個別ニーズに対応する「個別輸送」及び特定需要に対応する「特定輸送」により、体系的な地域公共交通ネットワークを構築します。

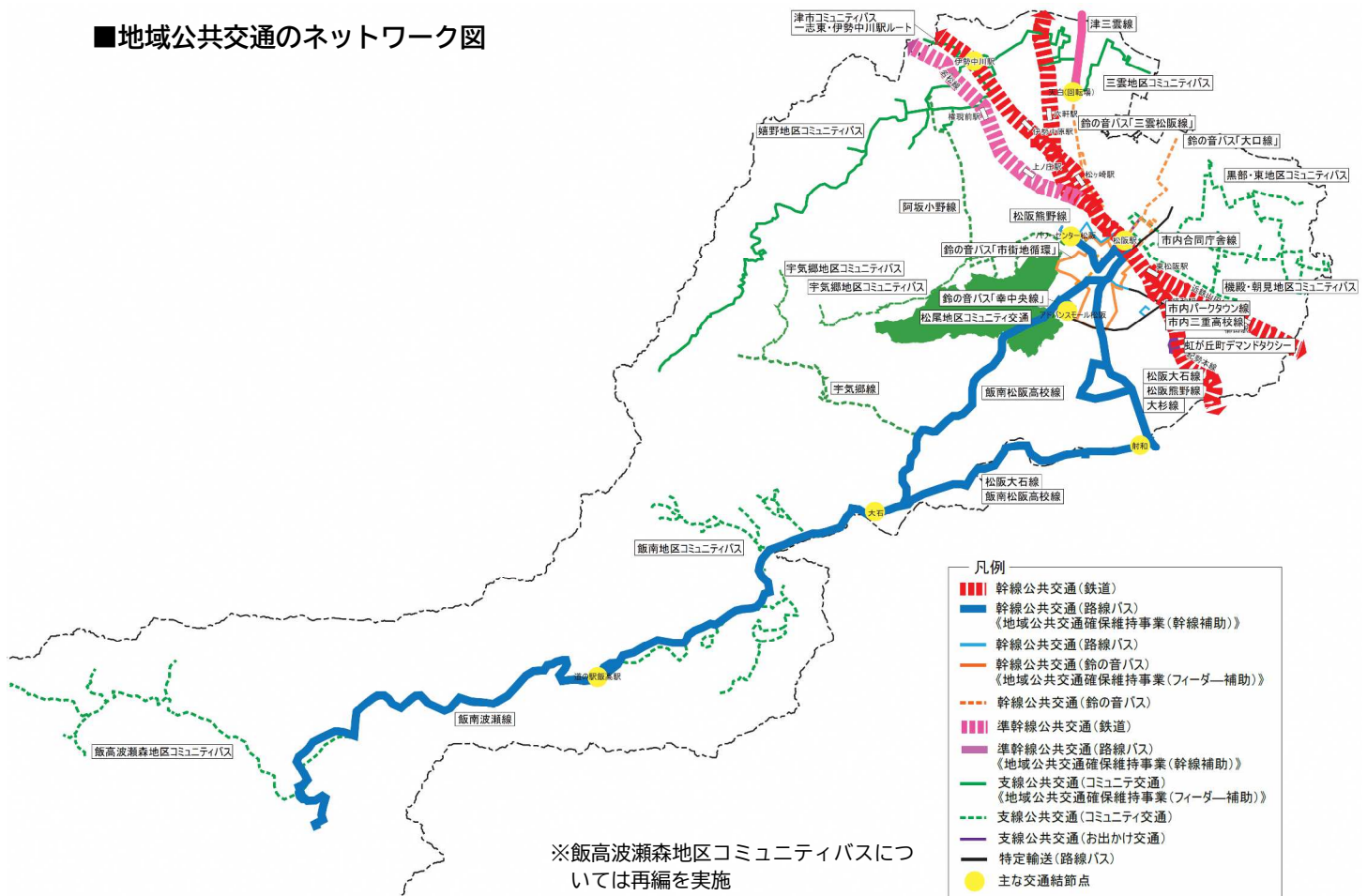
#### 【地域公共交通の分類】 (令和6年1月時点)

分類	交通手段	運営主体	現在の路線
幹線公共交通	鉄道	J R、近鉄	・ J R：紀勢本線 ・近鉄：山田線・大阪線・名古屋線
	路線バス	三重交通	・ 松阪市内ライン：市内パークタウン線 ・ 飯南飯高ライン：飯南波瀬線 ・ 松阪射和ライン：松阪大石線、大杉線、松阪熊野線
	鈴の音バス	松阪市	市街地循環線、幸中央線、三雲松阪線、大口線
準幹線公共交通	鉄道	J R	J R名松線
	路線バス	三重交通	津三雲線
支線公共交通	コミュニティ交通	松阪市	【地域の骨格的な路線】 飯南地区コミュニティバス、飯高地区コミュニティ交通 嬉野地区コミュニティバス、三雲地区コミュニティバス  【地域内の路線】 黒部・東地区コミュニティバス、機殿・朝見地区コミュニティバス、宇気郷地区コミュニティバス、阿坂小野線、宇気郷線、松尾地区コミュニティ交通
		津市	津市コミュニティバス（一志東・伊勢中川駅ルート）
	お出かけ交通	地域住民	虹が丘町デマンドタクシー
	特定輸送	三重交通	市内合同庁舎線、市内三重高校線、飯南松阪高校線
個別輸送（タクシー）	タクシー会社4社	—	

※1 現行の廃止代替バス（阿坂小野線、宇気郷線）という分類は、他の分類へと移行させ、将来的に無くしていきます。本計画では、コミュニティバスへの移行を想定しています。

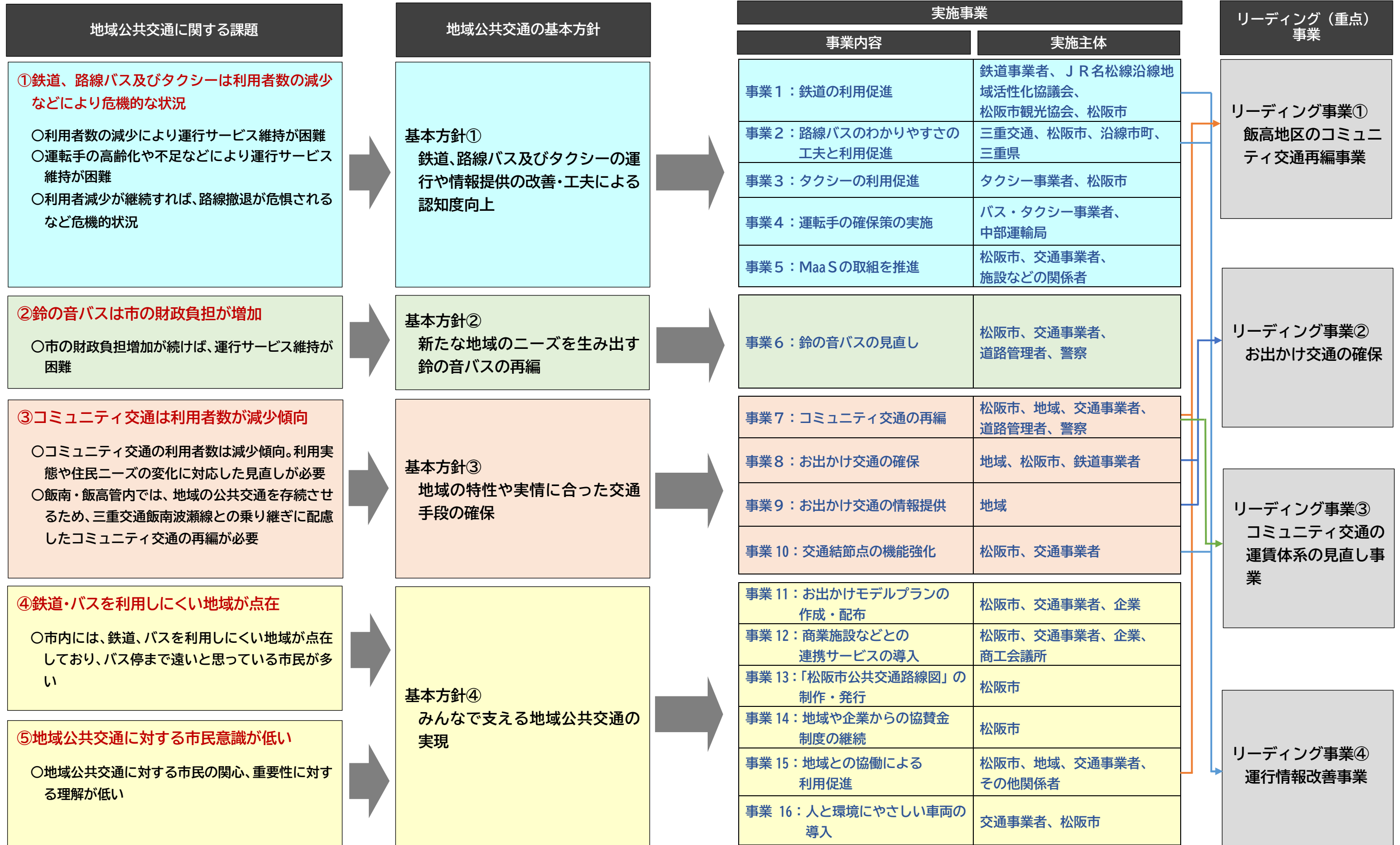
※2 現行の松尾地区コミュニティ交通は、将来的にお出かけ交通への移行を想定しています。

#### ■地域公共交通のネットワーク図



## 4 課題を解決するための方針と実施事業

【目指す将来像】 **気兼ねなく利用できる地域公共交通をみんなで作る**



## 5 計画の達成状況の評価

### (1) 施策の成果の評価

毎年度、松阪市地域公共交通協議会で以下の評価指標の達成状況の評価します。

#### ① 住民1人あたりの地域公共交通年間利用回数

	現状値 (令和4年度)	目標値(令和9年度) <sup>※2</sup>	
		達成目標値	計画目標値
住民1人あたりの地域公共交通年間利用回数 <sup>※1</sup>	6.99回/人	6.99回/人	8.0回/人以上

※1 路線バス、鈴の音バス及びコミュニティ交通の年間利用者数の合計

※2 目標値は達成目標値(現状値の水準維持)と、計画目標値(新型コロナ前の水準(令和元年度))を設定。(以下も同じ)

#### ② 地域公共交通の年間利用者数(輸送回数)

	現状値	目標値(令和9年度) <sup>※2</sup>	
		達成目標値	計画目標値
市内鉄道駅の年間利用者数	4,555千人/年(令和3年度)	4,555千人/年	6,150千人/年
路線バス年間利用者数	959千人/年(令和4年度)	959千人/年	1,136千人/年
タクシー年間輸送回数	363千回/年(令和4年度)	363千回/年	507千回/年
鈴の音バス年間利用者数	84千人/年(令和4年度)	84千人/年	99千人/年
コミュニティ交通年間利用者数	44千人/年(令和4年度)	44千人/年	64千人/年

#### ③ 地域公共交通の年間利用者数及び地域負担率(路線別)(令和8年6月更新)

(ア) 地域負担率(運賃収入のみ) = 年間運賃収入 / 年間運行経費

(イ) 地域負担率(協賛金含む) = (年間運賃収入 + 協賛金収入) / 年間運行経費

	路線名	現状値 (令和4年度)			目標値(令和9年度) <sup>※2</sup>						標準値 (%)	
		利用者数 (人)	(ア) (%)	(イ) (%)	達成目標値			計画目標値				
					利用者数 (人)	(ア) (%)	(イ) (%)	利用者数 (人)	(ア) (%)	(イ) (%)		
幹線公共交通	鈴の音バス	市街地循環線	55,255	16.9	28.8	55,255	16.9	28.8	68,325	23.7	39.9	20.0
		幸中央線	9,766	5.6	9.2	9,766	5.6	9.2	11,000	20.0	30.0	20.0
		三雲松阪線	13,700	9.0	12.6	13,700	9.0	12.6	16,092	12.4	17.6	20.0
		大口線	5,187	5.5	9.2	5,187	5.5	9.2	6,009	7.5	12.8	20.0
支線公共交通	コミュニティ交通	黒部・東地区コミュニティバス	4,913	5.2	16.3	4,913	5.2	16.3	5,522	7.7	19.8	20.0
		機殿・朝見地区コミュニティバス	3,224	2.6	9.8	3,224	2.6	9.8	5,594	5.5	14.0	20.0
		飯南飯高地区コミュニティ交通 <sup>※1</sup>	—	—	—	—	—	—	4,000	2.0	4.7	—
		嬉野地区コミュニティバス	6,301	3.1	11.9	6,301	3.1	11.9	7,957	5.3	15.0	20.0
		三雲地区コミュニティバス	4,138	7.0	21.2	4,138	7.0	21.2	6,153	10.9	24.4	20.0
		阿坂小野線	14,200	21.5	26.1	14,200	21.5	26.1	24,800	22.7	27.1	20.0
		宇気郷線	5,500	19.8	24.7	5,500	19.8	24.7	10,900	23.0	27.7	15.0

## (2)PDCAのスケジュール

本市の地域公共交通を維持し、より利便性の高いものとしていくため、PDCA サイクル(Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善))を繰り返し、改善を図っていきます。

毎年度PDCAを実施するとともに、計画期間全体のPDCAとして最終年度の令和9年度に本計画全体の達成状況を評価し改善方策を検討のうえ、次期計画の作成を行います。

開催時期、開催回数については検討すべきテーマの有無などにより、柔軟に対応します。

### ■計画期間全体のPDCAスケジュール

		前計画期間				計画期間				次期計画期間	
		令和4年度		令和5年度		令和6～8年度		令和9年度		令和10年度	
計画・事業のPDCAサイクル	Plan (計画)	地域公共交通計画の検討・策定				必要に応じて改訂	次期計画の検討・策定				
	Do (実施)	計画、事業の実施				計画、事業の実施	計画、事業の実施		計画、事業の実施		
	Check (評価)	事業、目標達成状況の評価				バス利用者アンケート調査	事業、目標達成状況の評価	バス利用者アンケート調査	事業、目標達成状況の評価		
	Action (改善)	改善策の検討				改善策の検討	改善策の検討		改善策の検討		
主な行事			■ 確保維持改善計画		■ 第三者評価	■ 確保維持改善計画		■ 第三者評価	■ 確保維持改善計画		■ 第三者評価
協議会			●		●	●		●	●	●	●

## 松阪市地域公共交通計画 概要版

---

発行日 令和6年1月(令和8年6月改定)  
発行 三重県松阪市  
編集 松阪市 産業文化部 商工政策課  
〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1  
電話：0598-53-4184  
E-mail：koutu@city.matsusaka.mie.jp

---